

国海安第 17 号の 2
平成 24 年 5 月 21 日

社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 齋藤 弘 殿

国土交通省海事局
検査測度課長 園田 敏彦



船舶検査心得の一部改正について

標記につきまして、船舶安全法施行規則（昭和 38 年運輸省令第 41 号）に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、お知らせ致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い申し上げます。



平成 24 年 5 月 21 日
検 査 測 度 課

船舶検査心得の一部改正について

1. 改正の経緯

- (1) 船舶安全法（以下「法」という。）第 18 条第 1 項 1 号では、省令に定める場合を除き船舶検査証書又は臨時航行許可証を受有せざる船舶を航行の用に供したるときを罰則の対象としている。船舶安全法施行規則（以下「施行規則」という。）第 44 条において法第 18 条の省令で定める場合については、法第 5 条の検査又は法第 6 条ノ 4 第 1 項の規定による船舶の型式承認のため国土交通大臣の行う試験の執行として旅客及び貨物を搭載せずに試運転を行う場合と規定されている。
- (2) 救命艇、救助艇及び救命いかだ支援艇（以下「救命艇等」という。）は、船舶に搭載される救命設備として、法第 5 条の検査、法第 6 条第 3 項の予備検査、法第 6 条ノ 4 第 1 項の型式承認及び検定（以下「検査等」という。）を受けるものであるが、法第 6 条第 3 項の予備検査及び法第 6 条ノ 4 第 1 項に基づく検定においてもその性能を確認するため、海上にて試運転を行っている場合がある。
- (3) 救命艇等の予備検査又は検定に関しては、救命設備として検査等を実施するものであることから、当該試運転が船舶検査証書又は臨時航行許可証を受有すべき場合との考え方になじまないと考えるところ、取扱いを明確にするため、船舶検査心得の一部を改正する。

2. 改正の内容

救命艇等に係る法第 6 条第 3 項の予備検査又は法第 6 条ノ 4 第 1 項に基づく検定における性能確認の試運転は、施行規則第 44 条で定める試運転とみなすこととする。

また、併せて所用の改正を行う。

3. スケジュール

公布日：平成 24 年 5 月 21 日

施行日：公布の日より施行する。

○船舶検査心得 1-1 船舶安全法施行規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>1-1 船舶安全法施行規則</p> <p>第3章 検査</p> <p>第5節 船舶検査証書等</p> <p>(船舶検査証書又は臨時航行許可証を受有しない で航行できる場合)</p> <p>44.1 (a) 法第5条の検査に備えて行うオーナーナートライアルは、本条の試運転に該当しないので、臨時航行許可証又は臨時変更証を受有して行う場合は、法第18条第1項第1号の罰則が適用されると解する。</p> <p>(b) <u>法第6条第3項の予備検査又は法第6条ノ4第1項の検査において救命艇、救助艇及び救命いかだ支援艇の性能確認として行う試運転は、本条の試運転に該当するものとみなす。</u></p>	<p>1-1 船舶安全法施行規則</p> <p>第3章 検査</p> <p>第5節 船舶検査証書等</p> <p>(船舶検査証書又は臨時航行許可証を受有しない で航行できる場合)</p> <p>44.1 (a) 法第5条の検査において予備検査として行うオーナーナートライアルは、本条の試運転に該当しないので、臨時航行許可証又は臨時変更証を受有して行う場合のほかは、法第18条第1項第1号の罰則が適用されると解する。</p>	<p>法第6条第3項の予備検査と誤解を招くので改正する。</p>